

施策目標個票

(国土交通省2-⑧)

施策目標	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を推進することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標25,26以外の指標は、目標達成に向けて順調に推移しているため、③相当程度進展ありと評価した。なお、業績指標25,26については、着実に進捗しているものの過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度においては目標値を下回ることが予想される。
	施策の分析	半分以上の指標が目標達成もしくは目標達成に向けて順調に推移している一方、業績指標25,26については実績値は伸びているものの目標達成のために十分な成果とはいえない。要因の一つには事業主体となる地方公共団体等における財政状況や人員不足等が考えられるため、施策の推進のためより一層幅広い支援策を講じていくことが必要と考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	良好な水環境・水辺空間の形成等を目指して、事業主体となる地方公共団体等への幅広い支援策を通して、引き続き各施策の推進に継続的に取り組んでいく。目標年度を迎えた指標については、第5次社会資本整備重点計画等を踏まえ、今後見直しを検討する。

		初期値		実績値				評価	目標値	
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度			
業績指標	24 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約43%	約43%	約48%	約52%	約53%	集計中	A	約50%	
		年度ごとの目標値							-	
		初期値							実績値	目標値
	25 下水汚泥エネルギー化率(*)	約15%	約17%	約22%	約23%	約24%	集計中	B	約30%	
		年度ごとの目標値							-	
		初期値							実績値	目標値
	26 汚水処理人口普及率(*)	約89%	約90%	約91%	約91%	約92%	集計中	B	約96%	
年度ごとの目標値							-			
初期値							実績値		目標値	
27 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率(*)	約2%	約62%	約74%	約91%	100%	100%	A	100%		
	年度ごとの目標値							-		
	初期値							実績値	目標値	
28 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数(平成29年度から令和4年度末までに取り組む地区数)	-	-	138	218	313	集計中	A	450箇所		
	年度ごとの目標値							-		
	初期値							実績値	目標値	
29 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体になった取組を実施した市町村の割合(*)	25%	33%	35%	45%	48%	50%	A	50%		
	年度ごとの目標値							-		
	初期値							実績値	目標値	
参考指標	参8 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約4.8割	約5.8割	約6.4割	約6.7割	約7割	約7.2割	A	約7割	
		年度ごとの目標値							-	
		初期値							実績値	目標値
	参9 広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置および方針・目標の決定	38%	62%	82%	91%	100%	100%	A	100%	
		年度ごとの目標値							-	
		初期値							実績値	目標値
	参10 良好な水環境創出のための高度処理実施率	約41%	約47%	約50%	約51%	約56%	約59%	A	約60%	
年度ごとの目標値							-			
初期値							実績値		目標値	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)		26,388	27,716	28,430	26,989	
		補正予算(b)		6,740	930	6,033	-	
		前年度繰越等(c)		5,993	16,364	13,846	-	
		合計(a+b+c)		39,122	45,010	48,309	26,989	
				<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)			22,664	30,805			
	翌年度繰越額(百万円)			16,364	13,846			
不用額(百万円)			94	357				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部	作成責任者名	下水道事業課 (課長 松原 誠)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 2 4

生物多様性確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評 価

A	目標値：約 5 0 %（令和 2 年度） 実績値：集計中（令和 2 年度） 約 5 3 %（令和元年度） 初期値：約 4 3 %（平成 2 8 年度）
---	--------------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

（目標設定の考え方・根拠）

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、令和 2 年度末までには 50% が達成されることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体(市区町村) (緑の基本計画の策定主体)

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

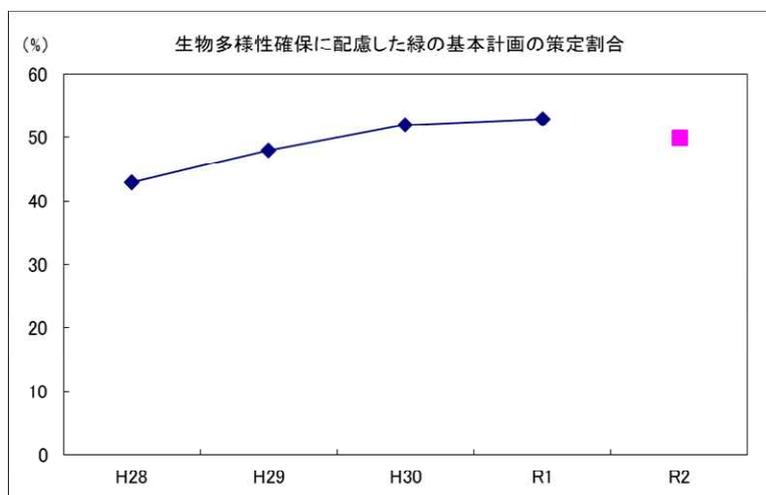
- ・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

【閣決（重点）】

なし

【その他】

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
約 43%	約 48%	約 52%	約 53%	集計中	



主な事務事業等の概要

国土交通省都市局において平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。また、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定したことを踏まえ、平成28年11月には素案に改良を加え、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定した。さらに、平成30年4月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定した。今後も、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値の進捗（H28:約43%（初期値）、H29:約48%、H30:約52%、R1:約53%、R2:集計中）から、すでに目標を達成しており、目標期限である令和2年度においても目標値を達成していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおりすでに目標を達成しており、過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれている。今後も引き続き「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及をさらに行うこととし、本業績指標についても見直しを検討する。

以上より、Aと判断した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課緑地環境室（室長 鹿野 央）

関係課：該当なし

業績指標 25
下水汚泥エネルギー化率

評価

B	目標値：約30%（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 約24%（令和元年度） 初期値：約15%（平成25年度）
---	----------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 （分母）下水汚泥中の有機物
 （分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

（目標設定の考え方・根拠）

- 今後、現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が令和2年度に約30%まで進展することを目標とする。

（外部要因）

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

（他の関係主体）

- 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」
- 内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」

【閣議決定】

- エネルギー基本計画（平成26年4月10日）「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第2章第2節1.（1））

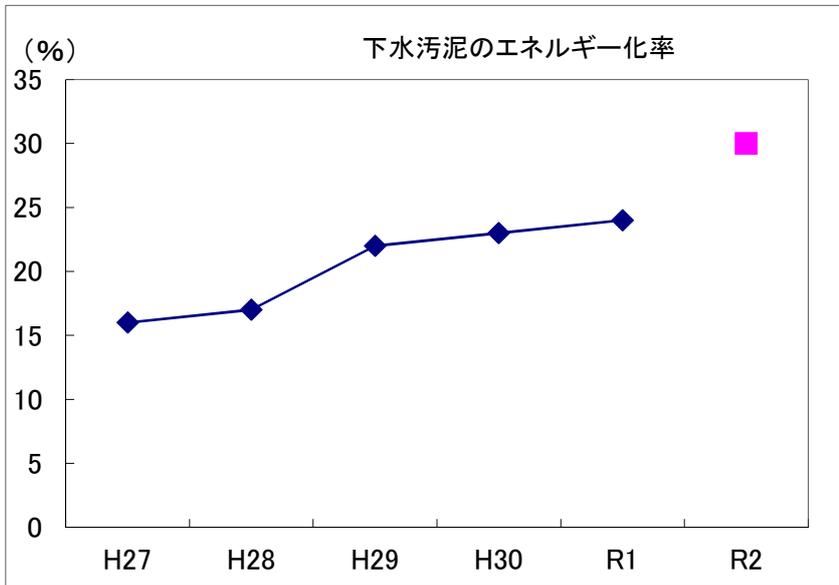
【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「下水汚泥エネルギー化率 平成25年度 約15% → 平成32年度 約30%」（第2章第2節3-4）

【その他】

- 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日）

過去の実績値				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
約17%	約22%	約23%	約24%	集計中	



主な事務事業等の概要

○ 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)

- 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 37億円の内数 (令和2年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成29年度の実績値は前年度よりも5ポイント、平成30年度、令和元年度は1ポイントずつ増加している。令和2年度の実績値は集計中であるが、目標年度における目標達成が見込まれない予定である。

平成24年度以降の固定価格買取制度 (FIT) の活用等により、消化ガス発電または固形燃料化が稼働している施設は、平成28年度には21カ所であったが令和元年度には約140カ所に大幅に増加した。目標年度の令和2年度に向け、6ポイントの増加が必要となるが、更に19カ所での導入が予定されているなど、多数の施設の稼働開始が見込まれるため、実績値の大幅な上昇が見込まれる。R2年からは「下水道リノベーション推進総合事業」を創設する等、支援も強化しており、引き続き取り組みを後押ししていく。

(事務事業等の実施状況)

- 平成23年度以降、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、令和2年度末までに48技術の採択を行い、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
- 平成26年9月に下水汚泥固形燃料のJIS規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- 平成27年5月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務を規定し、下水汚泥のエネルギー化・肥料化に関する下水道管理者の取組を促進した。
- 平成29年3月には、既存の下水処理場における地域バイオマス利活用技術や導入検討方法、事業性評価についてとりまとめた「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を策定し、エネルギー化向上に向けた地域バイオマスの効率的な集約・利活用を推進した。
- 平成30年1月にはB-DASHプロジェクトによる実証技術や水素製造・利用技術を補強した「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を公表した。
- 平成31年3月には、地域バイオマスの受入を含む下水汚泥の広域利活用に関する計画策定手順をとりまとめた「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を公表した。
- 令和2年度には、下水道資源の利用推進を図るため「下水道リノベーション推進総合事業」を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 現状においてはB評価としているものの、平成28年度から平成29年度にかけて稼働施設の増加に伴う実績値の大幅な上昇が見られるように、令和2年度も更に19カ所での導入が予定されているなど、多数の施設の稼働開始により、大幅な増加が見込まれる。
- B-DASHプロジェクトを含む新技術の導入を推進する。
- 平成27年の下水道法改正における努力義務を受けて、施設の改築・更新にあわせた創エネ技術の自治体への導入検討を促す。
- 下水道バイオマスの活用拡大のため、「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業」の充実など、地方公共団体における案件形成支援を2025年度まで集中的に取り組む。
- 第5次社会資本整備重点計画では、新たな指標として、下水汚泥エネルギー化率を2025年に35% (目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除いたもの)、2030年に37%と設定した。
- 引き続き、「下水道リノベーション推進総合事業」等の推進により、下水汚泥中のエネルギー利用を向上させていく。
- 本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室 (室長 津森 ジュン)

業績指標 26

汚水処理人口普及率*

評価

B

目標値：約96%（令和2年度）
 実績値：集計中（令和2年度）
 約92%（令和元年度）※
 初期値：約89%（平成25年度）※
 ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

（指標の定義）

汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口の割合

（分母）総人口

（分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口

（目標設定の考え方・根拠）

将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和2年度までに約96%まで向上させることを目標として設定。

（外部要因）

技術開発の動向等

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

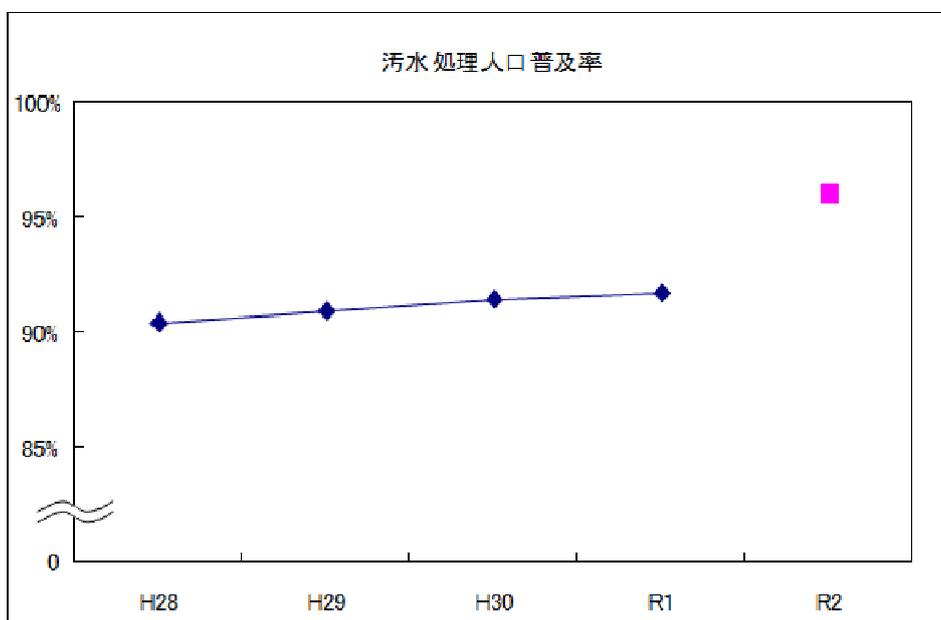
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
約90%※	約91%※	約91%※	約92%※	集計中	

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備 (◎)

- ・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費予算)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・汚水処理人口普及率の令和元年度の実績値は約91.7%※(116,360,683人/126,843,072人)であり、前年度から約0.3%上昇したが、目標に近い実績を示していない。
- ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は81.1%※(16,108,185人/19,863,044人)(令和元年度末時点)にとどまっている。
※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値である。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直し、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指すことを要請した。
- ・平成28年3月に、汚水処理の早期概成に向けて、低コスト技術や官民連携事業の導入検討方法等について示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル」を策定し、平成30年3月に改訂版を公表した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は難しいと考えられるため、Bと評価した。
- ・今後10年程度(H29~R8)の概成に向けて、都道府県構想の見直し、低コスト技術や官民連携事業の導入に向けたマニュアル策定、公表などを行っているが、地方公共団体の厳しい財政事情や人員不足等のため、汚水処理整備が進みにくい状況である。
- ・都道府県構想の見直しは、令和元年度末時点で全47都道府県が完了したところである。
- ・引き続き、各地方公共団体と各汚水処理施設の連携を一層強化し、人口減少等社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進するとともに、地域の事情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、95%(令和8年度)とする目標を設定したところであり、本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課(課長 松原 誠)

関係課：

業績指標 27
 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率*

評価

A	目標値：100%（令和2年度） 実績値：100%（令和2年度） 初期値：約2%（平成26年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）
 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合
 （分母）全都道府県数
 （分子）より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための構想が策定されている都道府県数

（目標設定の考え方・根拠）
 令和2年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了。

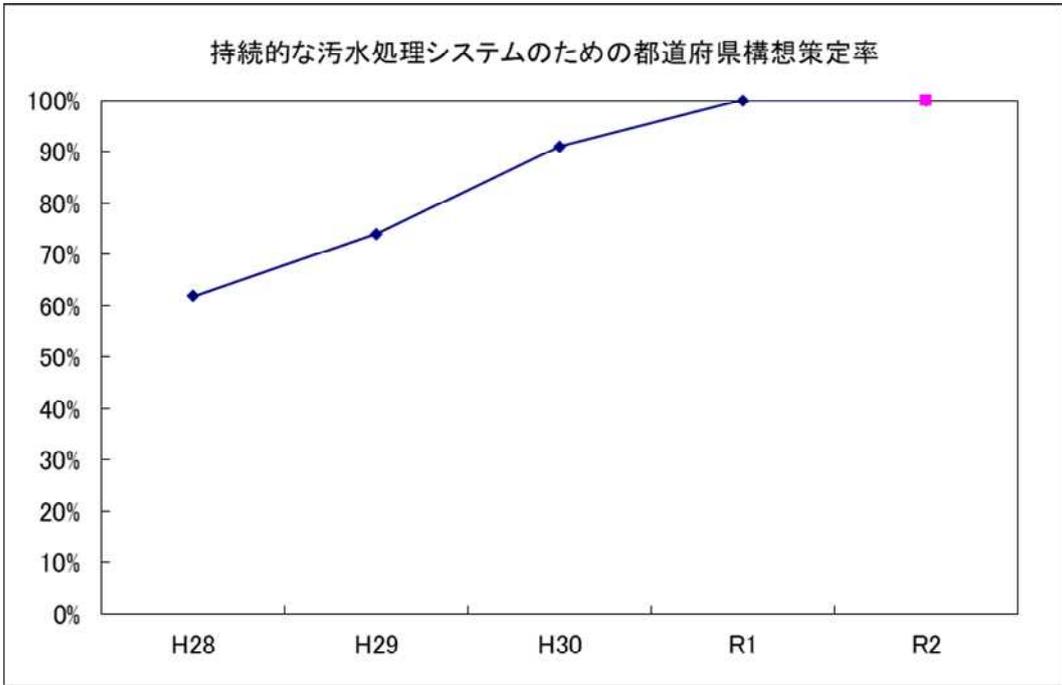
（外部要因）
 なし

（他の関係主体）
 ・環境省（浄化槽事業を所管）
 ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
 ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 ・なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
約62%※	約74%※	約91%※	100%	100%	

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○都道府県構想の策定・見直しの促進（◎）

- ・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、汚泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）
- ・都道府県構想の策定・見直しを促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数（令和2年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率について、令和元年度で100%となり、目標は達成された。

（事務事業等の実施状況）

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直しを要請した。
- ・都道府県構想策定が完了していない県に対しては、進捗状況を確認するため、随時フォローアップを行い、技術的な支援を行った。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、令和元年度で100%となり、目標は達成されたためAと評価した。引き続き、持続可能な下水道事業に向け、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 松原 誠）

関係課：

業績指標 28

汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（平成 29 年度から令和 4 年度末までに取り組む地区数）

評 価	
A	目標値：450 箇所（令和 4 年度） 実績値：集計中（令和 2 年度） 313 箇所（令和元年度） 初期値：－（平成 28 年度）

（指標の定義）

平成 29 年度から令和 4 年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数。

（※統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと）

（目標設定の考え方・根拠）

・目標値は地方公共団体の実施予定から設定。（工事完了 380 箇所、工事着手 70 箇所）

（外部要因）

地元との調整状況

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年 6 月 15 日）「上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様な PPP/PFI の導入、ICT 活用等を重点的に推進する。」

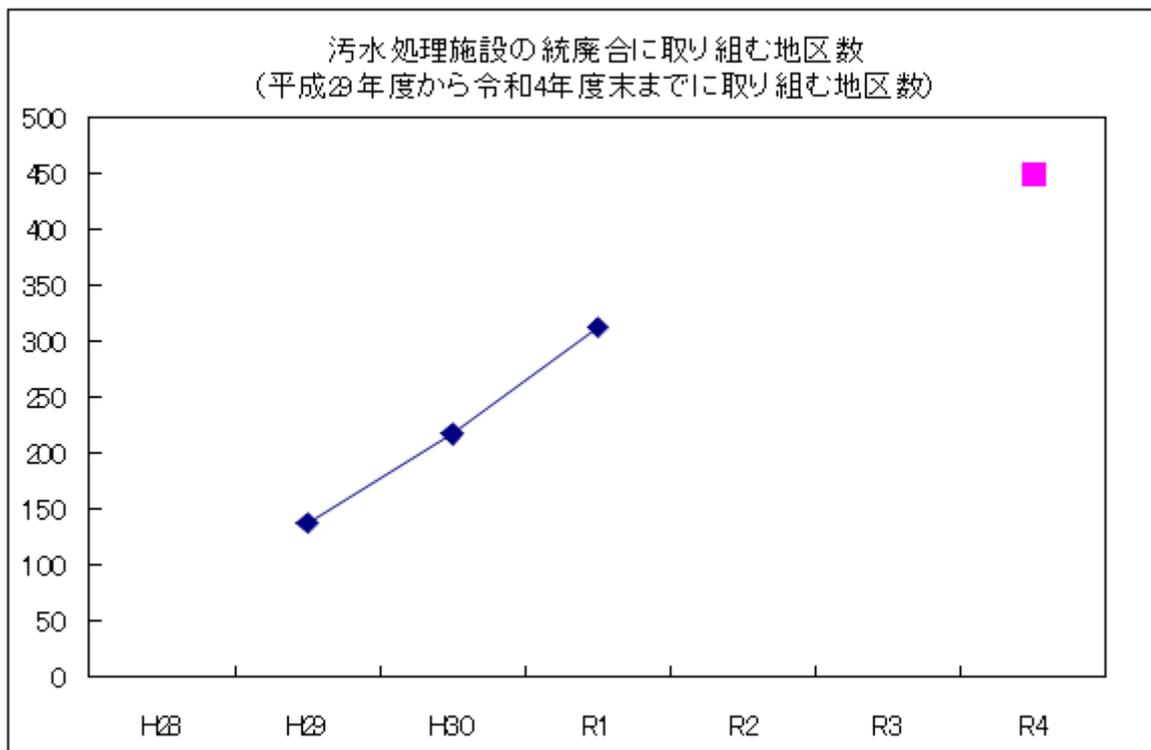
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
—	138	218	313	集計中	



主な事務事業等の概要

- 汚水処理施設の広域化の推進
下水道をはじめとする汚水処理事業の持続的な運営に向けて、よりの一層の効率化を推進するため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数（令和2年度国費）
防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数（令和2年度国費）
下水道事業関連予算額 297億円の内数（令和2年度国費）
- 下水道広域化推進総合事業の創設
下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進する。
- 広域化・共同化計画のモデル計画の策定及び他の都道府県への水平展開

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）については、令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、令和元年度の実績値は313箇所となっており、目標達成に向け順調に推移している。

一方、統廃合の実施に当たっては、汚水処理施設の周辺住民等、多くの関係者における合意形成が必要になり、地域ごとにこれに要する期間が異なる中、現時点ではこれらを的確に見通すことができないため、今後とも、最新の実績値だけでなく、事業の進捗についても確認を行っていく。また、平成30年度に下水道広域化推進総合事業を創設するなど、国としても着実な事業実施に向けて重点的に取り組んでおり、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

（事務事業等の実施状況）

- ・ 令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することを要請している。
- ・ 広域化をより推進するために平成30年度に広域化・共同化事例集を公表するとともに、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」を策定し、地方公共団体の検討をより一層の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、令和元年度で313箇所となっており、目標達成に向け順調に推移していることからAと評価とした。
- ・ 今後の進捗を適宜把握し、地方公共団体の円滑な事業実施を支援するため、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」の充実化を図るなど、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 松原 誠）
関係課：

業績指標 29

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合*

評価

A

目標値：50%（令和2年度）
 実績値：50%（令和2年度）
 初期値：25%（平成26年度）

（指標の定義）

河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合
 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合＝①／②

- ① 水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数
- ② 河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数

目標設定の考え方・根拠

地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す。

（外部要因）

かわまちづくり計画策定やミズベリングのプロジェクトに関わる市町村、民間事業者及び地元住民の合意形成
 新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

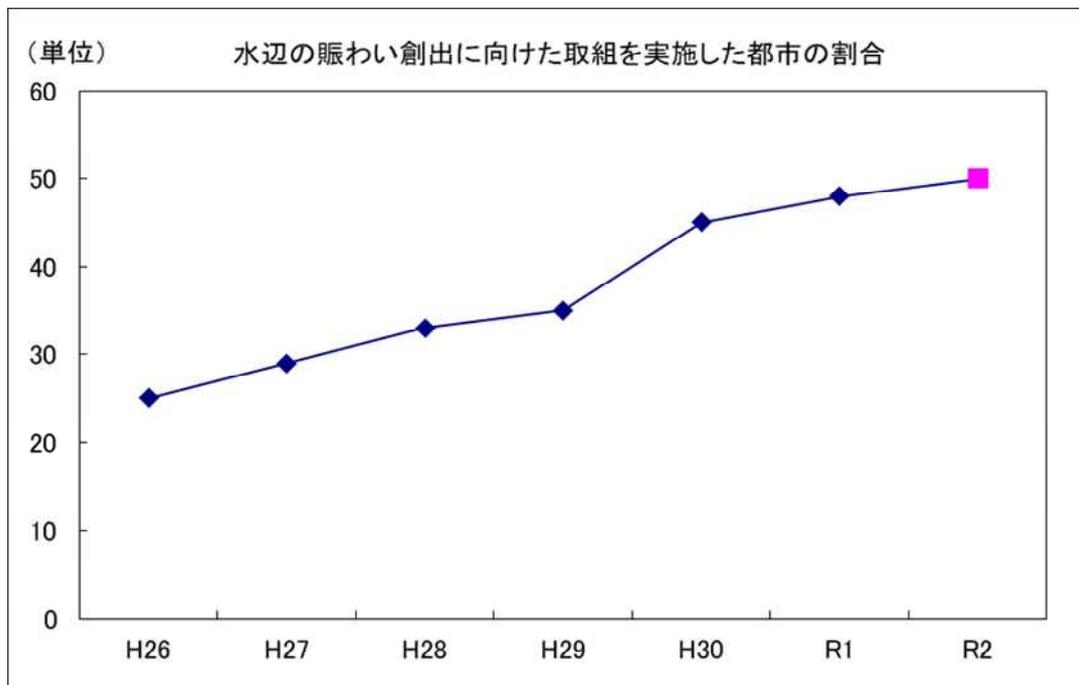
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する」「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値						(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
25%	29%	33%	35%	45%	48%	50%



主な事務事業等の概要

○かわまちづくりの推進 (◎)

・治水及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費 (河川関係)	6, 773 億円の内数 (平成30年度 事業費)
	8, 669 億円の内数 (令和元年度 事業費)
	8, 836 億円の内数 (令和2年度 事業費)
社会資本整備総合交付金	8, 886 億円の内数 (平成30年度 国費)
	8, 713 億円の内数 (令和元年度 国費)
	7, 627 億円の内数 (令和2年度 国費)
防災・安全交付金	11, 117 億円の内数 (平成30年度 国費)
	13, 173 億円の内数 (令和元年度 国費)
	10, 388 億円の内数 (令和2年度 国費)

○水辺空間のオープン化等の推進 (◎)

・官民一体となって魅力ある美しい水辺空間を創出する取組であるミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第22の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合」については、目標値である50%を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、令和2年度末時点で238箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・ミズベリングは、令和2年度6月時点で78件以上が開催されている。
- ・河川敷地占用許可準則第22の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、令和2年度末時点で92件を指定している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標年度が到来し、目標値である50%を達成したことから、A評価とした。
- ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、「水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数(目標値:658,目標年度:R7)」を設定したところであり、今後も関係機関等との連携により新たな水辺の賑わい創出に向けた取組の更なる強化を図る予定。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 内藤 正彦)
関係課：水管理・国土保全局水政課(課長 山本 泰司)
水管理・国土保全局治水課(課長 佐々木 淑充)